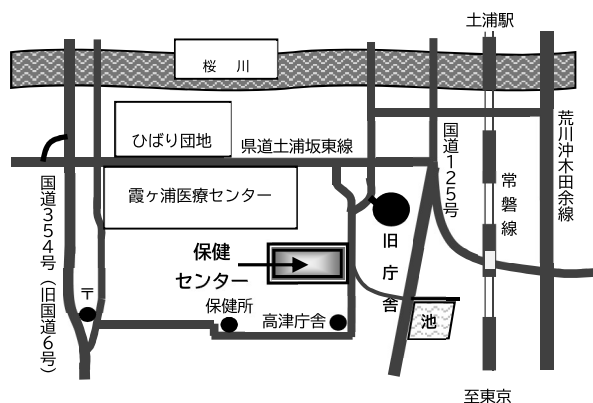


保育所等訪問支援 案内図



〈バス利用〉

- ・キラちゃんバス
JR土浦駅西口3番のりば Bコース
「土浦年金事務所」下車、徒歩1分
- ・関東鉄道バス
JR土浦駅西口6番のりば
「学園並木・みどりの駅・水海道駅」
「天川団地入口」行き
「国立病院入口」下車、徒歩5分

〈自家用車利用〉

霞ヶ浦医療センター東側入口より
南に約200m

土浦市療育支援センター 保育所等訪問支援

〒300-0812

茨城県土浦市下高津2-7-27

土浦市保健センター3階

電話 029-826-3472

E-mail ryouikusien-c@city.tsuchiura.lg.jp

開所日 月～金（祝日・年末年始を除く）

8:30～17:15

見学やご相談等を随時受け付けて
おりますので、お気軽にご連絡ください。

R3.4.1作成



土浦市療育支援センター

保育所等訪問支援



土浦市イメージキャラクター つちまる

保育所等訪問支援とは

集団生活を営む施設を訪問し、利用児の集団生活への適応のために
専門的な支援等を行う、児童福祉法に基づくサービスです。



保育所等訪問支援では、集団生活の適応に向けて支援を必要とするお子さんに対し、訪問支援員がお子さんの通所先へ訪問し、個別の療育支援を行います。

対象児

土浦市在住の保育所・幼稚園・認定こども園等に通う未就学児で、集団生活の適応に向けて支援を必要とするお子さん

※児童発達支援サービスを利用されていないお子さんが対象です。

※利用には通所受給者証が必要です。

訪問支援日

月2回程度（原則6か月で9回の訪問）

9：00～16：30の内、1時間程度

※祝日・年末年始はお休みです。



利用料金

国が定める利用料金の1割(ただし月額上限額あり)

内 容

お子さんの通所先に訪問支援員が訪問し、以下の支援を行います。

- ・本人に対する支援（集団生活適応のための支援）
- ・訪問先の施設スタッフに対する支援（支援方法の提案・助言等）

報告・相談

お子さんの集団生活の適応に必要な情報の提供や相談・助言を行います。

《 利用開始までの流れ 》

保護者からのご相談



保護者からのご要望の確認
ご家庭、訪問先等でのお子さんの様子の確認



受給者証発行の手続き→受給者証発行



保育所等訪問支援開始

みんなと
一緒に
活動して
ほしい。



身の回りの
事が一人で
できるよう
になって
ほしい。